

## 公営企業会計適用の取組状況

(概要)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において45.5%、簡易下水道事業においては64.6%である。また、「適用に取組中」を含む団体の割合は、下水道事業においては99.4%で前回調査（平成29年4月1日現在）と比較して0.6%の上昇、簡易下水道事業においては95.8%で前回調査と比較して3.2%の上昇がみられる（表1）。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」の団体の割合は、下水道事業において10.0%、簡易下水道事業においては33.3%である。また、「適用に取組中」を含む団体の割合は、下水道事業においては27.6%で前回調査（平成29年4月1日現在）と比較して2.8%の上昇、簡易下水道事業においては42.9%で前回調査と比較して0.9%の上昇がみられる（表2）。

表1 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人以上の団体〕

(単位:団体)

	下水道事業(※1)			簡易下水道事業(※3)		
	団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査		団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査	
		公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)				
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	325 (40.0%)	201 (64.6%)	180 (57.9%)	
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	478 (58.8%)	97 (31.2%)	108 (34.7%)	
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	803 (98.8%)	298 (95.8%)	288 (92.6%)	
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	8 (1.0%)	13 (4.2%)	23 (7.4%)	
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	813 (100.0%)	311 (100.0%)	311 (100.0%)	
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	830	818	818	315	315	

表2 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人未満の団体〕

(単位:団体)

	下水道事業(※1)		簡易下水道事業(※3)	
	団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査	団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査
① 適用済	82 (10.0%)	66 (8.1%)	194 (33.3%)	181 (31.0%)
② 適用に取組中	143 (17.5%)	136 (16.7%)	56 (9.6%)	64 (11.0%)
小計(①+②)	225 (27.6%)	202 (24.8%)	250 (42.9%)	245 (42.0%)
③ 検討中	308 (37.7%)	258 (31.6%)	135 (23.2%)	121 (20.7%)
④ 検討未着手	283 (34.7%)	356 (43.6%)	198 (34.0%)	218 (37.3%)
合計	816 (100.0%)	816 (100.0%)	583 (100.0%)	584 (100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	819	821	589	588

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易下水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

(※4) 「⑤その他」は、地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等

<参考>

- 都道府県別、市区町村等別の調査結果の詳細については以下 URL を参照。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)
- 総務省では、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で「集中取組期間」とし、公営企業会計へ移行することを要請している。  
特に、下水道事業及び簡易水道事業については、「重点事業」と位置づけ、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等については、集中取組期間内に移行することが必要であるとしている。
- 「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総務大臣通知）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000336548.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000336548.pdf)  
「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」  
（平成 27 年 1 月 27 日付け総務省自治財政局長通知）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000336549.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000336549.pdf)